

# 利用許諾条件書

NTT空間情報株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社のサービス「GEOSPACE」でお客様へ提供する地図関連データの利用に関する権利を、お客様に対して以下の条項に基づき許諾し、お客様もその地図関連データの利用に際し、当該条項にご同意いただくものとします。

## 第1条（定義）

本書（「ライセンス交付条件」及び「利用許諾条件書」）において、用語の意義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 「お客様」とは、本書によって許諾された権利を行使する法人をいいます。
- (2) 「プロダクト」とは、表面「ライセンス交付条件」の「プロダクト」項に記載された地図関連データ（当該地図関連データのファイル形式の変換を行ったデータ、及び本書に定める条件に従って改変したデータを含みます。）をいい、プログラムを除くものとします。
- (3) 「地図関連データそのものの複製を除く複製物（以下「複製物」といいます。）」とは、文書等（Adobe Systems社のPDF文書等）に添付するためにプロダクトにより生成された、印刷又は画面コピーをいいます。

## 第2条（契約の成立）

本書に基づくお客様と当社との間の契約は、お客様が、本書で利用許諾されている範囲内でプロダクトの利用を開始したときに成立するものとします。

## 第3条（著作権等の帰属）

1. プロダクトの著作権、著作者人格権、その他一切の知的財産権（お客様によるプロダクトの改変によって生じた権利を除きます。）は、当社又は当社が許諾を受けている正当な権利者に帰属し、本書の定めによっては、お客様及び第三者には移転しないものとします。
2. お客様は、第4条第1項に従ってプロダクトを複製するに際しては当該「複製物」に対し、「複製物」を公衆送信するに際しては当該受信画面に対し、著作権表示「©NTT空間情報」を明記することとします。

## 第4条（利用権の許諾）

1. お客様は、次の各号に掲げる条件でプロダクトを非独占的に利用することができます。ただし、プロダクトの利用に際しては、表面「ライセンス交付条件」の「利用目的」項に記載された目的に限り、かつ同「利用システム」項に記載されたシステムに限り使用するものとします。
  - (1) 「複製物」を、お客様が維持・管理する媒体に利用すること。
  - (2) 「複製物」を、インターネット等の通信手段を用いて公衆送信（送信可能化を含む。）すること。
  - (3) 「複製物」を、第三者に譲渡すること。
  - (4) プロダクトを改変すること（表面「ライセンス交付条件」の「改変条件」が「許可」となっている場合に限り。）。
2. お客様は、前項に定める利用許諾条件の範囲を超えてプロダクトを利用するには、別途、当社から許諾を受けるものとします。
3. プロダクトの利用にあたり、本書に加えサービス契約約款が定められている場合は、本書及びサービス契約約款の規定の両方に従うこととします。

## 第5条（再利用許諾権の許諾）

1. お客様は、第4条第1項で許諾されたお客様の行為によって「複製物」を受領した第三者に対し、次の各号に掲げる条件で「複製物」を再利用することを許諾することができます。ただし、当該第三者に再利用許諾できる権利は、表面「ライセンス交付条件」の「再利用目的」項に記載された目的に限り、かつ同「再利用システム」項に記載されたシステムに限り使用するものとします。
  - (1) 「複製物」を、当該第三者が維持・管理する媒体に複製して再利用すること。
  - (2) 「複製物」を、当該第三者がインターネット等の通信手段を用いて公衆送信（送信可能化を含む。）すること。
  - (3) 「複製物」を、当該第三者が譲渡すること。
2. お客様は、前項に定める再利用許諾条件の範囲を超えて「複製物」を再利用許諾するには、別途、当社から許諾を受けるものとします。

## 第6条（禁止事項）

お客様は、次の各号の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本書及びサービス契約約款に基づく契約によりお客様に生じた契約上の地位を第三者に移転し、又は本書及びサービス契約約款により生じたお客様の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供すること。
- (2) 本書及びサービス契約約款が定める許諾範囲を超えてプロダクトを利用し、又は第三者に再利用許諾すること。
- (3) プロダクトのリバースエンジニアリングを行い、又はそれを試みることを。
- (4) 当社の事前の許諾を受けることなく、当社の登録商標又は商標を使用すること。

## 第7条（保証内容）

1. 当社は、プロダクトがお客様の選択された機械及びソフトウェア等の上で正しく稼動すること、プロダクトがお客様の利用目的や要求に適合することを、お客様及び第三者に対し、明示的か黙示的かを問わずことなく、保証するものではありません。当社は、これらにより生じたお客様及び第三者の問題、損失、損害については、一切の責任を負わないものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、プロダクトに隠れた瑕疵が発見され、プロダクトのお客様への引渡日から3か月（瑕疵担保期間）以内にお客様から修補の請求が書面でなされた場合、当社の責によるときに限り、無償で当該瑕疵の修補に努めるものとします。
3. 前項にいう瑕疵とは、次の各号を含まないものとします。
  - (1) 土地、道路、河川、鉄道、土地の定着物その他の表示物の面積、形状、その他現状との不一致
  - (2) 地名等の注記に関する誤字・脱字・欠落
  - (3) その他表記上若しくは内容上の誤り・欠落、又は表記位置のずれ
  - (4) 公開資料又は現地確認により合理的な費用で正当に入手することができない情報の欠落
4. 当社がプロダクトに係わり負う責任は、本条に定めるものに限られ、不法行為による損害賠償を含み請求原因の如何にかかわらず、プロダクトの利用から、又はプロダクトが利用できないこと等から生じる損失・損害一切について、当社は免責されるものとします。

## 第8条（損害賠償責任）

当社は、本書に関連してお客様の責に帰すべき事由により損害を被った場合、お客様に対して一切の損害の賠償を請求できるものとします。本書、添付書類その他のいかなる規定、記述も当社のお客様に対する損害賠償請求権を制限するものではなく、当社は、本書に関連して当社が被った損害の一切（訴訟費用、弁護士費用等を含みます。）を賠償請求できるものとします。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

お客様は、自ら又は自らの役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、又はこれと密接な関係を有する者等の反社会的勢力に現在及び将来にわたって該当しないことを確約するとともに、反社会的勢力の威力を利用する行為、及び反社会的勢力の活動を助長する行為をしないことを確約するものとします。

## 第10条（解除）

お客様は、プロダクト及びそれらの「複製物」を、善良なる管理者の注意義務を果たして取扱い管理するものとします。お客様が善管注意義務その他本書又はサービス契約約款の規定に違反した場合、当社は、プロダクトの利用を差止め、プロダクトの利用にかかる契約を何らの通知・催告を要することなく解除することができることに、お客様は、当社の指示に従いプロダクト（その「複製物」を含みます。）その他一切を直ちに返還又は破棄するものとします。

## 第11条（協議）

本書及びサービス契約約款に定めのない事項、その他本書に関して疑義等が生じた場合、お客様、当社双方が協議して定めるものとします。

## 第12条（管轄の合意）

本書及びプロダクトに係わり生じる紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。